

二地域居住等関連施策一覧(国土交通省関係)

主な区分	施策名	施策内容等	予算額(百万円)		担当局
			R5当初(案)	R4当初	
提情報	新しい生活様式に沿った二地域居住の推進調査	先導的な二地域居住等の取組の実証調査を行うとともに、有識者の意見を活用し、二地域居住等の推進に係る取組目標等の議論の深掘りを行い、調査・検討結果について地方公共団体・民間企業等に情報発信を行う。	18	10	国土交通省国土政策局
住まい	フラット35	民間金融機関の全期間固定金利の住宅ローンを支援。 ※取得者が自ら利用するセカンドハウスを取得する場合に利用可能	—	—	国土交通省住宅局
	空き家対策総合支援事業	空家法の空家等対策計画に基づき市町村が実施する空き家の活用・除却や、NPOや民間事業者等がモデル性の高い空き家の活用等に係る調査検討又は改修工事等を行う場合に支援。 ※従前や従後の建築物の形態が非住宅である場合を含む。	5,400	4,500	国土交通省住宅局
	全国版空き家・空き地バンク	自治体を横断して簡単に検索できるよう構築(2社)	—	—	国土交通省不動産・建設経済局
テレワーク	都市構造再編集中支援事業	地方都市の中心市街地の生活圏等におけるテレワーク拠点施設(コワーキングスペース等)の整備について支援。	70,000 の内数	70,000 の内数	国土交通省都市局
	都市再生整備計画事業	観光等地域資源活用に取り組む地区におけるワーケーション拠点施設(コワーキングスペース等)の整備について支援。	社会資本整備 総合交付金 549,190 の内数	社会資本整備 総合交付金 581,731 の内数	国土交通省都市局
	官民連携まちなか再生推進事業	既存ストックや地域資源を活用し、まちなかウォークアブル区域等においてコワーキング・交流施設等の整備を支援。	315 の内数	344 の内数	国土交通省都市局
観光	新たな交流市場の創出事業	ワーケーションに対する企業の意向改善や地域の受入体制整備に向けたモデル実証等を実施。	649 の内数	772 の内数	国土交通省観光庁

- 二地域居住等は、地方創生や関係人口の拡大、東京一極集中の是正等に資するものである。コロナ禍による価値観の変化やテレワークの普及により、二地域居住等をはじめとした場所にとらわれない働き方、暮らし方が広がりつつある。
- 令和5年度は、二地域居住等を更に推進するために、令和4年度までの調査・分析結果等を活用し、以下の実証調査等の取組を実施。

令和5年度調査内容

1. 令和4年度調査結果を踏まえ、先導的な二地域居住等の取組の実証調査を実施。

実証調査

地方公共団体と民間企業等が連携して行う先導的な二地域居住推進の取組等の実証調査を実施

自治体



民間企業等

2. 実証調査及び令和4年度調査結果を踏まえ、全国二地域居住等促進協議会と連携しながら有識者の意見も活用し、二地域居住等の推進に係る取組目標、政策ターゲット、効果的な施策等の議論を深掘り。

議論の深掘り



令和4年度調査結果

多様化する二地域居住等の実践者の実態調査及び地方公共団体における施策の実態調査を実施



取組目標、政策ターゲット、効果的な施策等の議論の深掘り

3. 全国二地域居住等促進協議会と連携し、地方公共団体・民間企業等に調査結果や検討結果の横展開を実施。

調査結果の横展開

全国二地域居住等促進協議会と連携した調査・検討結果の情報発信

- シンポジウムの開催
- 地方公共団体向けガイドラインの改定
- 個人向けハンドブックの改定



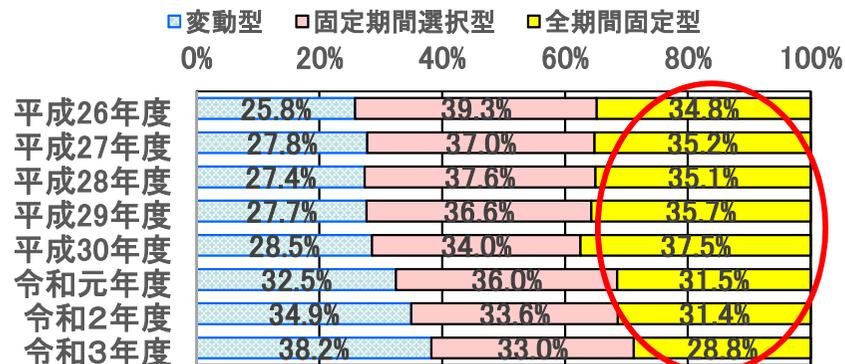
フラット35の概要

○ 国民の住宅ローンに対する多様なニーズに対応するため、住宅金融支援機構による証券化の仕組みを活用して、民間金融機関による全期間固定金利の住宅ローンの提供を支援。
 ※取得者が自ら利用するセカンドハウスの取得でも利用可能

【フラット35の対象となる住宅ローンの主な要件】

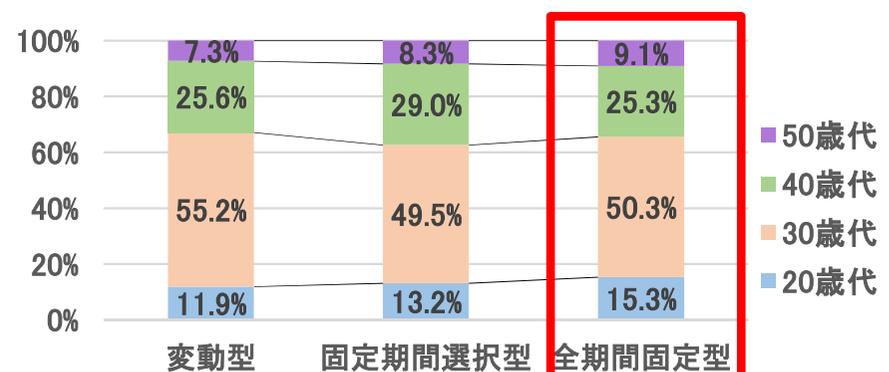
資金用途	本人又は親族が居住するための新築住宅の建設資金又は新築住宅若しくは中古住宅の購入資金（中古住宅の購入に付随して行う改良資金を含む。）※借換えのための貸付けを含む。
融資対象となる住宅	住宅の床面積が ・一戸建て住宅 70㎡以上（上限なし）・マンション 30㎡以上（上限なし） 住宅の耐久性等について機構が定める技術基準に適合していること。
借入限度額	100万円以上8,000万円以下で、建設費又は購入費以内
総返済負担率	年収に占めるすべての借入金（フラット35を含む。）の年間合計返済額の割合（総返済負担率）が次の基準を満たしていること。 ①年収400万円未満の場合：総返済負担率30%以下 ②年収400万円以上の場合：総返済負担率35%以下
返済期間	15年以上35年以内（完済時年齢は80歳未満）
金利	全期間固定金利 1.88%（取扱金融機関が提供する金利で最も低い金利） ※返済期間21年以上、融資率9割以下の場合（令和5年2月1日現在）

図表 住宅ローン利用予定者の希望する金利



出所：「住宅ローン利用者の実態調査【住宅ローン利用予定者調査（2014年度第1回～2021年10月調査）】」（住宅金融支援機構）の結果を元に作成

図表 住宅ローン利用者の年齢別の割合



出所：「住宅ローン利用者の実態調査【住宅ローン利用者調査（2014年度第1回～2021年10月調査）】」（住宅金融支援機構）の結果を元に作成

空家法の空家等対策計画に基づき市町村が実施する空き家の活用・除却に係る取組や、NPOや民間事業者等がモデル性の高い空き家の活用等に係る調査検討又は改修工事等を行う場合に支援する。(事業期間:平成28年度～令和7年度)

事業内容

<空き家対策基本事業>

- 空き家の活用(設計費等を含む)
【補助率:市区町村が実施 国1/2、空き家所有者等が実施 国1/3・市区町村1/3】
- 空き家の活用か除却かを判断するためのフィージビリティスタディ
【補助率:市区町村が実施 国1/2、空き家所有者等が実施 国1/3・市区町村1/3】
- 空き家の除却※¹(設計費等を含む)
【補助率:市区町村が実施 国2/5※²、空き家所有者等が実施 国2/5・市区町村2/5】
 - ① 特定空家等の除却(行政代執行・略式代執行等に係る除却費用のうち回収不能なものを含む)
 - ② 不良住宅※³の除却
 - ③ 上記以外の空き家の除却※⁴

※¹ ㎡当たりの除却単価の算出が困難な空き家に付随する煙突や門扉等の除却、吹き付けアスベスト等の除去に係るかかり増し費用を補助対象に追加

※² 市町村が行政代執行等によりやむを得ず行う特定空家等の除却の補助率を1/2に引き上げ

※³ 市町村が所有する不良住宅の除却は補助対象外

※⁴ 市町村が所有する建物の除却のみの交付申請を行う場合は補助対象外
- 空き家を除却した後の土地の整備【補助率:市区町村が実施 国1/2、空き家所有者等が実施 国1/3・市区町村1/3】
- 空家等対策計画の策定等に必要となる空き家の実態把握【補助率:市区町村が実施 国1/2】
- 空き家の所有者の特定【補助率:市区町村が実施 国1/2】

<空き家対策附帯事業>【補助率:市区町村が実施 国1/2】

- 空家法に基づく代執行等の措置の円滑化のための法務的手続等を行う事業※⁵
※⁵ 改正民法による所有者不明土地・建物管理制度、管理不全土地・建物管理制度を活用する際に必要となる予納金等の法務的手続費用を補助対象に追加

<空き家対策関連事業>【補助率:各事業による】

- 基本事業とあわせて実施する以下の事業
・住宅地区改良事業等計画基礎調査事業※⁶ 等
- ※⁶ 地域の拠点等かつ空き家が集中しているエリアにおいて、市町村が空き家の活用に向けて行う現況調査については、補助限度額を引き上げ(1,074千円/ha→1,528千円/ha)

<空き家対策促進事業>【補助率:市区町村が実施 国1/2、空き家所有者等が実施 国1/3・市区町村1/3】

- 空き家対策基本事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業

<空き家対策モデル事業>(NPOや民間事業者等が実施するもの)

① 調査検討等支援事業

以下の1から3のいずれかのテーマに該当する創意工夫をこらしたモデル性の高い取組に係る調査検討※やその普及・広報等※への支援【補助率:定額(国)】

- | | | |
|--|---------------------------------------|--|
| 1. 空き家に関する相談対応の充実や空き家の発生抑制に資する官民連携体制の構築等 | 2. 空き家の活用等に資するスタートアップなど新たなビジネスモデルの構築等 | 3. ポスト・コロナ時代を見据えて顕在化した新たなニーズに対応した空き家の活用等 |
|--|---------------------------------------|--|

※ 将来的に空き家の改修工事・除却工事等を行う前提の取組又は市町村が作成する空家等対策計画に沿って行われる取組であること

② 改修工事等支援事業

創意工夫をこらしたモデル性の高い※空き家の改修工事・除却工事等への支援【補助率:活用 国1/3、除却 国2/5、除却とあわせて行う土地の整備 国1/3】

※ 上記①の調査検討等支援事業に加えて本事業を実施する場合は、この限りではない。

補助事業者・補助率

基本事業	空き家所有者等が実施※	市町村が実施
活用・土地整備	国1/3、市町村1/3、所有者等1/3	国1/2、市町村1/2
除却(代執行等)	-	国1/2、市町村1/2
除却(上記以外)	国2/5、市町村2/5、所有者等1/5	国2/5、市町村3/5

※市町村による補助制度の整備が必要

モデル事業	NPO・民間事業者等が実施
調査検討等	定額
活用・土地整備	国1/3、NPO・民間事業者等2/3
除却	国2/5、NPO・民間事業者等3/5

目的・概要

- 増加する空き家対策のため、空き家バンクを設置する自治体が増加しているが、自治体ごとに各々設置されているだけでは、開示情報の項目が異なり分かりづらく、また、検索が難しいことから、国土交通省では、**各自治体が把握・提供している空き家等の情報について、自治体を横断して簡単に検索**できるよう「全国版空き家・空き地バンク」を構築。
- 公募により選定した**2事業者【(株)LIFULL・アットホーム(株)】**が平成29年10月からの試行運用を経て平成30年4月から本格運用を開始。

株式会社LIFULL

アットホーム株式会社

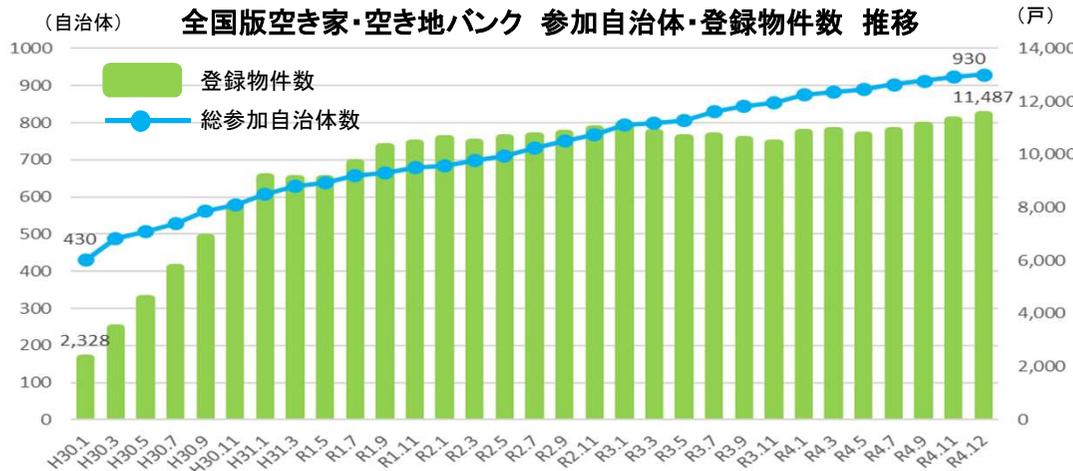


URL: <https://www.homes.co.jp/akiyabank/> URL: <https://www.akiya-athome.jp/>

運用開始後の効果

- 「全国版空き家・空き地バンク」の試行運用開始直後(平成30年1月)と比べて、**参加自治体数は約2倍、物件掲載件数は約5倍まで増加**
- ※掲載件数は2社合算
- 自治体へのアンケート調査等によると、**約12,900件の物件が成約済**

(令和4年12月末時点)



空き家・空き地バンク導入のポイント集

- 空き家・空き地バンクの未設置自治体を対象に、「**空き家・空き地バンク導入のポイント集**」を令和4年6月に公表。空き家バンクの設置、「全国版空き家・空き地バンク」への参加を促進。
- ポイント集は、**先行自治体の要綱例、宅建業者団体との協定書例**を含めて、地方自治体内での体制構築等に必要 な取り組みをとりまとめたもの。

都市局関係テレワーク関連予算

○テレワークが普及し、ウィズコロナ・ポストコロナに向け、場所にとらわれない働き方が定着しつつある中、新しい働き方・住まい方に対応したテレワーク拠点等を整備し、職住が近接・一体となった柔軟な働き方等に対応したまちづくりを推進する。

【整備事例：アブラたかいし】
既存施設の一部を改修した事例



外観



コワーキング・交流空間

都市構造再編集中支援事業

【令和5年度当初予算（案）】
70,000百万円の内数

【令和4年度当初予算】
70,000百万円の内数

【事業概要】

持続可能で強靱な都市構造へ再編を図るため、立地適正化計画に基づき、都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導や防災力強化等に対し支援。

- 対象施設：テレワーク拠点施設
(コワーキングスペース等)
ただし、地域住民を主として広く利用されるものに限る。
- 整備手法：新增築・改修
- 交付対象：市町村又は協議会
- 交付率：1 / 2 (都市機能誘導区域内)
4 5 % (居住誘導区域内等)

都市再生整備計画事業

【令和5年度当初予算（案）】
社会資本整備総合交付金549,190百万円の内数

【令和4年度当初予算】
社会資本整備総合交付金581,731百万円の内数

【事業概要】

地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るため、地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりに対して総合的に支援。

- 対象施設：ワーケーション拠点施設
(コワーキングスペース等)
ただし、地域住民を主として広く利用されるものに限る。また、観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、都市のコンパクト化の方針と齟齬がないと認められる地区に限る。
- 整備手法：新增築・改修
- 交付対象：市町村又は協議会
- 交付率：4 0 %

官民連携まちなか再生推進事業

【令和5年度当初予算（案）】
315百万円の内数

【令和4年度当初予算】
344百万円の内数

【事業概要】

・未来ビジョンに基づく取組支援として、既存ストックや地域資源を活用し、まちなかウォークアブル区域等において新しい働き方・暮らし方の実現に資するコワーキング・交流施設等の整備を支援。

- 対象施設：地域交流創造施設
(コワーキング・交流施設等)
ただし、地域住民と就業者等が交流すること
- 整備手法：改修
- 交付対象：エリアプラットフォーム
- 補助率：1 / 3

- 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、人々の行動様式・生活様式・労働様式は変化し、ニーズが多様化している。
- ポストコロナを見据え、地域との関係性構築を通じて、継続した来訪を促進するための「**第2のふるさとづくり**」、企業と地域による**ワーケーション**の取組等により、国内外の観光需要を喚起し、交流人口や関係人口の拡大、地域活性化を図る。

「第2のふるさとづくり」の普及・定着及びワーケーションの推進

- ・ **自然環境に触れる旅**、田舎にあこがれを持って関わりを求めるニーズがあることを踏まえ、「**第2のふるさと**」をつくり、「**何度も地域に通う旅、帰る旅**」の創出を図る。
- ・ 令和4年度事業を踏まえると、例えば、学びや地域貢献などの価値をどれだけ多面的に創出できるか、来訪の度に新たな学びがある深い体験ができるか、来訪後の関心の継続性等の課題が明らかになっている。
令和5年度は、**継続した来訪を促進するための戦略策定、地域の受入体制整備**に取り組む必要があり、**地域との交流の拡大、滞在環境・移動環境の整備**に向けた**モデル実証**等を実施する。
- ・ また、**ワーケーション推進**に当たっては、これまでの取組を踏まえ、企業による地域貢献など、**企業のニーズを踏まえた取組**等が必要であり、企業の意向改善や地域の受入体制整備に向けた**モデル実証**等を実施し、裾野の拡大に取り組む。



地域住民との交流を深めつつ野菜収穫を体験
(第2のふるさとづくりの事例)



企業が地域でグループワークを実施
(ワーケーションの事例)

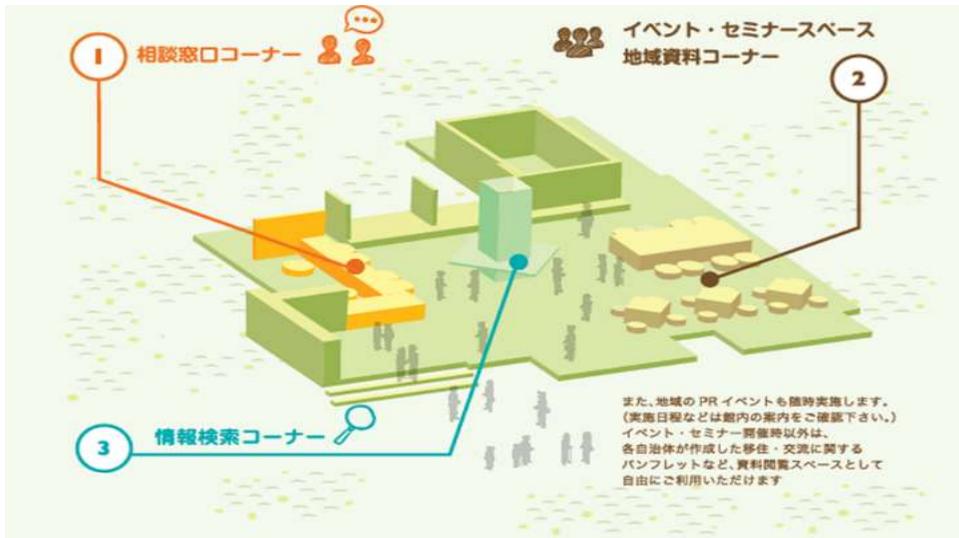
二地域居住等関連施策一覧(他省庁関係)

類型	施策名	施策内容等	予算額(百万円)			担当局
			R5当初 (案)	R4当初	R4 2次補正	
情報提供等	移住・交流情報ガーデン	相談窓口「移住・交流情報ガーデン」において、地方自治体、関係省庁と連携し、居住・就労・生活等総合的な情報提供を実施。	93	93		総務省地域力創造グループ
	自治体による移住関連情報の提供等への特交措置	特別交付税措置でR3年度から二地域居住に係る経費についても対象に追加。	—	—		総務省地域力創造グループ
テレワーク	デジタル田園都市国家構想交付金	デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型)にて、サテライトオフィス等の施設整備・運営・利用促進等、地方創生テレワークを推進する地方公共団体の取組を支援。 地方創生拠点整備タイプにて、民間事業者に対する間接補助も含め、移住や二地域居住に活用する集合住宅やシェアハウスなどの地方創生に資する施設整備などを支援。	100,000 の内数	100,000 の内数	80,000 の内数	内閣府地方創生推進室／地方創生推進事務局
	地方創生テレワーク推進事業	地方公共団体や企業等に対する、情報提供や相談対応等を実施するとともに、地方創生テレワークに取り組む企業の裾野拡大のために、自己宣言・表彰制度を実施。	120	120		内閣府地方創生推進室
	地方創生移住支援事業	東京での仕事をテレワークにより続けながら移住する場合等を対象として、移住支援金を支給。	100,000 の内数	100,000 の内数		内閣府地方創生推進事務局
	農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策)のうち農山漁村発イノベーション推進・整備事業(農泊推進型)	地域における農泊実施体制の整備とともに、企業等からのワーケーションの受け入れに向けた環境整備を支援。	9,070 の内数	9,752 の内数		農林水産省農村振興局
住まい	農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策)のうち農山漁村発イノベーション整備事業(定住促進・交流対策型)	農村の空き家・廃校等の地域資源を活用して、住みよい環境づくりを推進するために必要な田舎暮らし希望者の受け皿となる施設整備等を支援。	9,070 の内数	9,752 の内数		農林水産省農村振興局

移住・交流情報ガーデン

R5予算額(案):0.9億円

- 居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談についてワンストップで対応する窓口「移住・交流情報ガーデン」を開設。
- 地方自治体や関係省庁とも連携し、総合的な情報提供を実施。
- 地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として利用可能。



【①相談窓口コーナー(移住、就農、しごと)】

- ・地方への移住・交流に係る一般的な相談、問合せに相談員が対応。
- ・しごと情報や就農支援情報などは、専門の相談員が対応。

※国の各府省とも連携

- ・厚生労働省(しごと情報) ・農林水産省(就農支援情報)

【②イベント・セミナースペース、地域資料コーナー】

- ・各地方自治体で作成した移住・交流に関するパンフレットを配架。
- ・地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として利用可能。

【③情報検索コーナー】

- ・情報サイトを利用して、自由に地方への移住・交流に関する情報を検索できるように、専用パソコンを設置。

[開館時間] (平日)11:00-21:00 (土日祝)11:00-18:00

[休館日] 月曜(月曜が祝日の場合は翌営業日)、年末年始

○移住・交流情報ガーデンの来場者数・あっせん件数等実績

年度	来場者数 (人)	あっせん件数 (件)	イベント回数 (回)
平成27年度	16,687	7,593	206
平成28年度	11,319	6,800	193
平成29年度	13,955	9,791	254
平成30年度	12,772	10,149	249
令和元年度	10,841	9,811	252
令和2年度	3,192	914	35
令和3年度	2,894	617	51

※平成27年度には、平成27年3月28～31日分を含む。



(移住フェアの様様)



[所在地] 東京都中央区京橋1-1-6 越前屋ビル
 [アクセス] JR/東京駅(八重洲中央口)より徒歩4分
 地下鉄/銀座線 京橋駅より徒歩5分
 銀座線・東西線 都営浅草線 日本橋駅より徒歩5分

自治体による移住関連情報の提供や相談支援等への特別交付税措置

【施策概要】

- 地方公共団体が実施する移住体験(二地域居住体験を含む)、移住者希望者等に対する就職・住居支援等について特別交付税措置。

取組の内容

①情報発信	地方団体の取組例	措置概要
①情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の設置 ・「移住・交流情報ガーデン」などにおける移住相談会、移住セミナー等の開催 ・各自治体のHP、東京事務所等での情報発信 ・移住関連パンフレット等の制作 ・移住促進等のためのプロモーション動画の制作 	<p>「地方自治体を実施する移住・定住対策等の推進について」 (令和3年3月30日付け総行応第79号)</p> <p>I. 地方自治体を実施する移住・定住対策に要する経費に対する特別交付税措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左の①～④の対象事業に要する経費を対象 (措置率0.5×財政力補正) <p>II. 「移住コーディネーター」又は「定住支援員」の設置に要する経費に対する特別交付税措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左の⑤の「移住コーディネーター」又は「定住支援員」(移住・定住に関する支援を行う者)を設置する場合の報償費等及び活動経費を対象 ○ 1人当たり350万円上限(兼任の場合40万円上限)
②移住体験	<ul style="list-style-type: none"> ・移住体験ツアー(二地域居住体験)の実施 ・移住体験住宅の整備 ・UIターン産業体験(農林水産業、伝統工芸等) 	
③就職支援	<ul style="list-style-type: none"> ・移住希望者等に対する職業紹介、就職支援 ・新規就業者(本人、受入企業)に対する助成 	
④住居支援	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家バンクの運営 ・住宅改修への助成 	
⑤移住を検討している者や移住者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・移住コーディネーターや定住支援員による支援 	

デジタル田園都市国家構想交付金の創設

R5当初予算案：1,000億円、R4補正：800億円（R4当初：1,000億円／R3補正：660億円）

デジタル田園都市国家構想交付金

R4補正

R5当初

**デジタル
実装タイプ**

➤ デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、デジタル実装に必要な経費を支援。

**地方創生
拠点整備タイプ**

➤ デジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組や拠点施設の整備などを支援。

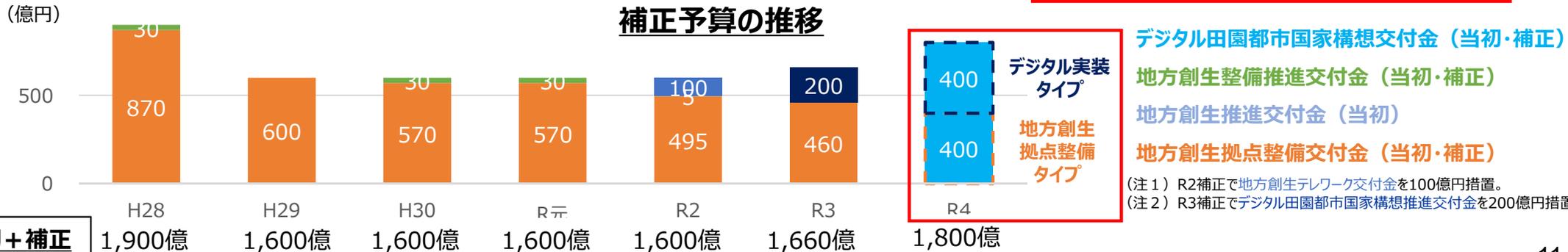
- ・ 自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携、デジタル社会の形成への寄与等の要素を有する取組や施設整備等（最長5年間）
- ・ 東京圏からのUIターン促進及び地方の担い手不足対策
- ・ 省庁の所管を超える2種類以上の施設（道・污水处理施設・港）の一体的な整備

**地方創生
推進タイプ**

当初予算の推移



補正予算の推移



当初+補正

1,900億 1,600億 1,600億 1,600億 1,600億 1,660億 1,800億

デジタル田園都市国家構想交付金（内閣府地方創生推進室・地方創生推進事務局）

令和4年度2次補正予算額 800億円

事業概要・目的

- 「新しい資本主義」の加速のため、デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の取組を加速化・深化する観点から、地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金及びデジタル田園都市国家構想推進交付金を「デジタル田園都市国家構想交付金」として位置付け、デジタル田園都市国家構想の実現に向け、強かに推進する。
- また、マイナンバーカードの普及状況を交付審査に反映するとともに、利用シーン拡大の取組を積極的に支援する。

事業イメージ・具体例

○主な対象事業

【デジタル実装タイプ】

デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、以下の取組を行う地方公共団体に対し、その事業の立ち上げに必要な経費を支援。

- 他の地域で既に確立されている優良モデル等を活用した実装の取組（優良モデル導入支援型（TYPE1））
- デジタル原則とアーキテクチャを遵守し、オープンなデータ連携基盤を活用する、モデルケースとなり得る取組（データ連携基盤活用型（TYPE2））
- 新規性の高いマイナンバーカードの用途開拓に資する取組（マイナンバーカード高度利用型（TYPE3））
- 現にマイナンバーカード交付率が高い団体における、全国への横展開モデルとなるカード利用の先行事例構築に寄与する取組（マイナンバーカード利用横展開事例創出型）
- 「転職なき移住」を実現するとともに、地方への新たなひとの流れを創出する取組（地方創生テレワーク型）

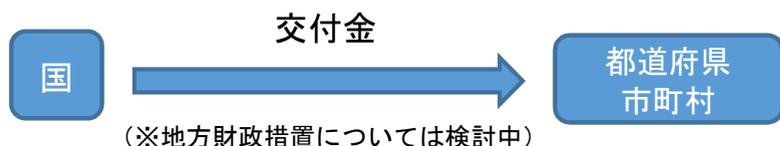
【地方創生拠点整備タイプ】

デジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する拠点施設の整備などを支援。

（民間事業者の施設等整備に対しての間接補助）【拡充】

民間事業者等が一定の要件を満たす公共性・公益性を有する拠点施設等を整備する取組に対し、地方公共団体が整備費の全部又は一部を補助した場合に、国が当該補助経費の一部を交付することを可能とする。

資金の流れ



(注1) デジタル実装タイプの交付割合は以下の通り。

- TYPE1及びTYPE2 : 1/2
- TYPE3 : 2/3
- マイナンバーカード利用横展開事例創出型 : 10/10
- 地方創生テレワーク型 : 3/4又は1/2

(注2) 地方創生拠点整備タイプの交付割合は1/2。

期待される効果

- 地方からデジタルの実装を進めるとともに、地方における安定した雇用創出など地方創生の推進に寄与する取組（デジタル技術の活用等を含む）を進め、「デジタル田園都市国家構想」を推進する。

「転職なき移住」を実現し、地方への新たなひとの流れを創出するため、サテライトオフィスの整備・利用促進等に取り組む地方公共団体を支援します

交付金の特徴

補助率 3/4（高水準タイプ）
補助率 1/2（標準タイプ）

- 自治体施設整備に加え、民間施設整備・進出企業の支援が可能。
- ハード／ソフト経費の一体的な執行
- サテライトオフィスの整備支援等だけでなく、「進出企業定着・地域活性化支援事業」も措置

施設整備・利用促進事業

①自治体運営施設を整備 + ②民間運営施設整備を支援

施設を開設して、地域に企業を呼び込みたい



①↔②組み合わせ可
（最大3施設）

働く環境の整備

施設の利活用促進



施設整備・運営 事業費 最大9,000万円／施設
利活用促進 事業費 最大1,200万円／団体

③既存施設の拡充・利用促進

既存施設の拡充・利用促進で
地域に企業を呼び込みたい

施設の利活用促進



視察・お話しツアー、ビジネスマッチング、Web広報等

事業費 最大1,200万円／団体

OR
①・②
または③

④企業の進出支援

施設の利用企業を支援して地域への企業進出を促進

進出企業
支援



進出支援金
最大100万円／社

⑤進出企業定着・地域活性化の支援

本交付金を活用した施設の進出企業と地元企業等との連携事業を支援

地元企業・団体



進出企業

事業費 最大3,000万円／事業

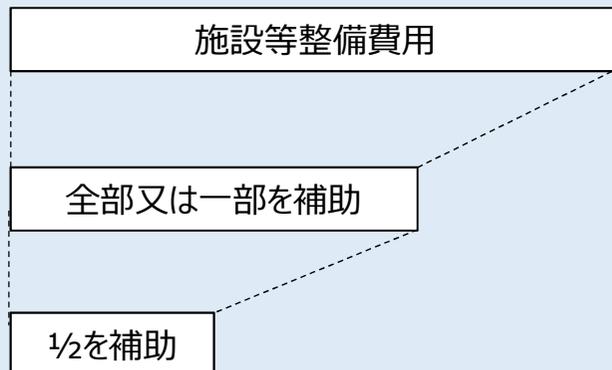
[金額は総事業費ベース、国費は3/4又は1/2]

- 地方拠点整備タイプにおいては、デジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する拠点施設の整備などを支援。
- 官民一体となって地域の課題解決に取り組むことが重要であることから、民間事業者等が一定の要件を満たす公共性・公益性を有する拠点施設等を整備する取組に対し、地方公共団体が整備費の全部又は一部を補助した場合に、国が当該補助経費の1/2を交付することを可能とする。

1. 支援スキーム

地方公共団体が整備費の全部又は一部を補助した場合に、国が当該補助経費に対し、その1/2について交付する。

- 民間事業者
- 地方公共団体
- 国



2. 支援対象となる施設等のイメージ

- オンライン環境を完備した、創業初期段階にある起業者を支援するためのインキュベーション施設
- 平時はサテライトオフィス等の目的で利活用し災害時には災害対応拠点となる施設
- 地域のランドマークとなる体験型観光施設
- スマート農業の技術や知見を学ぶ研修施設
- 移住や二地域居住に活用する集合住宅やシェアハウス
- 地域の歴史的価値のある建築物、伝統文化体験施設
- 地域の交流促進、地産地消等の拠点となるコミュニティセンター、コミュニティカフェ
- 子育てサービスとワーキングスペースを併設した施設 等

地方創生テレワーク普及啓発の取組（地方創生テレワーク推進事業）

自治体や企業等による地方創生テレワークの取組を一層推進するため、各種情報提供や相談対応等、以下のとおり普及啓発・機運醸成に向けた取組を実施。

（令和5年度当初予算概算決定額：1.2億円）

➤ 情報提供事業

- 自治体や企業等を対象に、先進的な取組事例や各省庁・自治体による関連施策、地域のサテライトオフィス情報等の、地方創生テレワークの推進に役立つ情報を提供するポータルサイトを運営。また、普及啓発に向けたオンラインセミナーも実施。



地方創生テレワークポータルサイトイメージ（抜粋）

➤ 相談支援等事業

- 自治体や企業等を対象に、取組状況に応じた戦略策定支援、情報発信支援、マッチング支援等、地方創生テレワークの推進に向けた相談対応を実施。

（相談対応実績・事例） ※令和3年7月～令和4年12月末時点

○自治体からの相談件数：147件

（主な相談内容）

- ・サテライトオフィスの整備等に関する相談
- ・サテライトオフィス等を活用した、地域への企業の誘致に関する相談

○企業からの相談件数：138件

（主な相談内容）

- ・地域への進出やサテライトオフィスの利用に関する相談
- ・企業での地方創生テレワーク制度の導入に向けた相談

○自治体と企業のマッチング面談実施件数：19件

➤ 自己宣言制度（地方創生テレワーク推進運動Action宣言）

- 取組の「見える化」のため、趣旨に賛同した企業が、取組方針等についてチェックの上、具体的な取組を宣言する制度。令和4年12月末時点で計**1,404**の企業等が宣言済。



地方創生テレワーク推進運動Action宣言のロゴ及び宣言書

➤ 表彰制度（地方創生テレワークアワード）

- 優良事例の横展開のため、優れた取組を実施する企業・団体等と、当該企業・団体等と深く連携を行う自治体に対する表彰を実施。
- 令和4年度は、地方創生担当大臣賞5件を表彰。

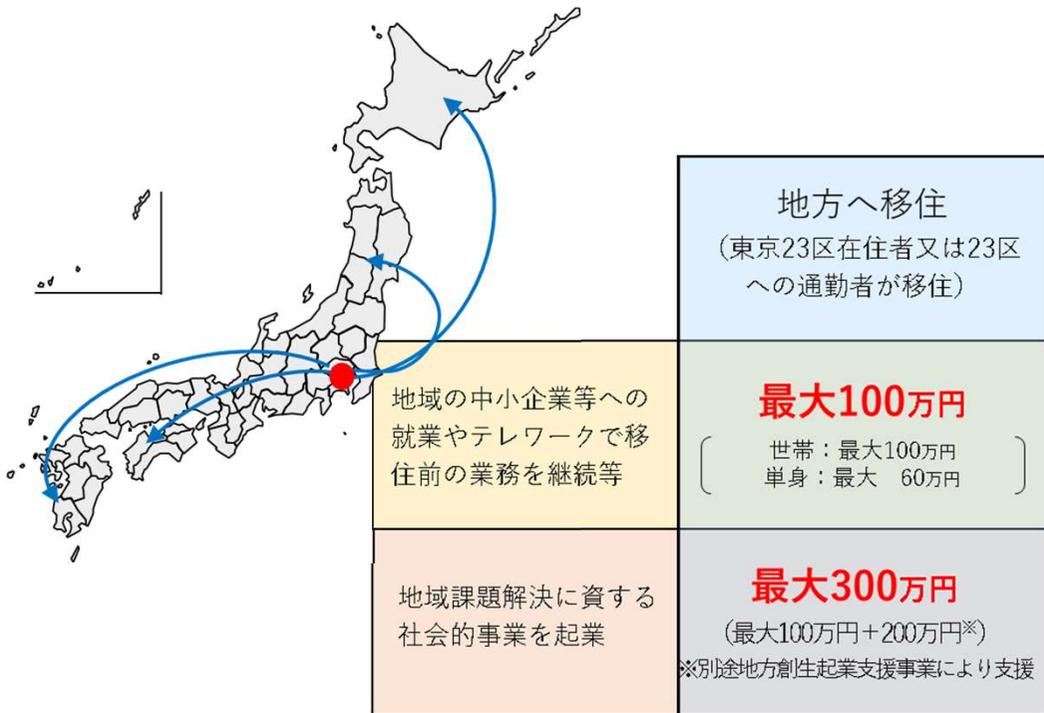
【令和4年度受賞企業・団体（カッコ内は連携パートナー自治体）】

- ・株式会社イマクリエ（石川県羽咋市）
- ・CLINKS株式会社
- ・BizMow株式会社（熊本県八代市）
- ・一般社団法人妙高市グリーン・ツーリズム推進協議会（新潟県妙高市）
- ・株式会社USEN-NEXT HOLDINGS（新潟県長岡市）

※受賞企業・団体の掲載順は50音順

地方創生移住支援事業

○地方へのUIターンによる起業・就業者の創出等をデジタル田園都市国家構想交付金により支援。



18歳未満の子どもを帯同して移住する場合には、子ども一人あたり最大100万円を加算

※ 東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

※ 条件不利地域：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法において規定される地域を有する市町村（政令指定都市を除く）

<資金の流れ>

デジタル田園都市国家構想交付金の地方創生推進タイプ(移住・起業・就業型)として、国から都道府県に交付金を交付し、移住者には市町村から支援金を支給。



事業概要

東京23区に在住又は通勤の方が、地方へ移住して起業や就業等を行う場合に、移住支援金を支給。

対象者

- ・過去10年で直近1年通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏(条件不利地域を除く)から23区へ通勤している者

地方へ移住

移住先

- ・東京圏外又は東京圏のうち条件不利地域の市町村に移住
- ・移住先で、①地域の中小企業等への就業※1
②テレワークにより移住前の業務を継続
③地域で起業 などを実施

※1：都道府県のマッチングサイトに掲載された対象求人等へ就業する必要あり

移住支援金を申請

受給

- ・移住して就業等ののち、移住先の市町村へ申請し、市町村より移住者に移住支援金を支給

移住支援金を受給

※ 支援金の受給には、移住先の自治体为本事業を実施していることが必要

農山漁村発イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型及び産業支援型）

【令和5年度予算概算決定額 9,070（9,752）百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農業者の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

<事業目標>

- 農山漁村における施設整備による雇用者数の増加（140人〔令和7年度まで〕）
- 6次産業化に取り組んでいる優良事業体数の増加（93事業体〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 農山漁村発イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型）

都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のために必要となる**農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援**します。

【事業期間】原則3年間（最大5年間）

【交付率】1/2等

2. 農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用して6次産業化に取り組む場合に必要となる、**農産物加工・販売施設等の整備に対して支援**します。

なお、非接触・非対面での作業に対応した加工・販売施設等の整備も可能です。

【事業期間】原則1年間

【交付率】3/10等

再生可能エネルギー発電・蓄電・給電設備については、1又は2の**施設整備と同時に設置**する場合に加え、**既存の活性化・6次化施設に追加して設置**する場合も支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

定住促進・交流対策型

- **計画主体** 都道府県、市町村※1
 - **事業実施主体** 都道府県、市町村、農林漁業者団体等
- ※1 農山漁村活性化法に基づく活性化計画の作成が必要



農産物直売所



廃校を利用した交流施設



集出荷・貯蔵・加工施設

産業支援型

- **事業実施主体** 農林漁業者団体※2
中小企業者※3

※2 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定が必要
 ※3 農工商等連携促進法に基づく農工商等連携事業計画の認定が必要



農産物処理加工施設



農家レストラン

発電設備等の整備



太陽光発電設備

販売・交流施設等

電力供給



EV車等への給電設備

[お問い合わせ先]

(1の事業) 農村振興局地域整備課 (03-3501-0814)

(2の事業) 都市農村交流課 (03-6744-2497) 17

農山漁村発イノベーション推進・整備事業（農泊推進型）

【令和5年度予算概算決定額 9,070（9,752）百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村の活性化と所得向上を図るため、地域における**実施体制の整備**、食や景観を活用した**観光コンテンツの磨き上げ**、ワーケーション対応等の**利便性向上**、国内外への**プロモーション**等を支援するとともに、古民家等を活用した**滞在施設**、**体験施設の整備**等を一体的に支援します。

<事業目標>

都市と農山漁村の交流人口の増加（1,540万人 [令和7年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 農山漁村発イノベーション推進事業（農泊推進型）

① 農泊推進事業

ア 農泊の**推進体制整備**や観光関係者とも連携した**観光コンテンツの開発**、**Wi-Fi等の環境整備**、**新たな取組に必要な人材確保**等を支援します。

【事業期間】 上限2年間 【交付率】 定額（上限500万円/年等）

イ 実施体制が整備された農泊地域を対象に、**インバウンド受入環境の整備**や**ワーケーション受入対応**、**地元食材・景観等を活用した高付加価値コンテンツ開発**等を支援します。

【事業期間】 上限2年間 【交付率】 1/2等

② 広域ネットワーク推進事業

戦略的な国内外へのプロモーション、農泊を推進する上での課題を抱える地域への**専門家派遣・指導**、**利用者のニーズ等の調査を行う取組**等を支援します。

【事業期間】 1年間 【交付率】 定額



地元食材・景観等を活用した高付加価値コンテンツの開発



課題に応じた専門家の派遣・指導



古民家等を活用した滞在施設の整備

2. 農山漁村発イノベーション整備事業（農泊推進型）

① 農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流施設等の整備を支援します。

【事業期間】 上限2年間 【交付率】 1/2（上限2,500万円※）

（※ 遊休資産の改修：上限5,000万円、市町村所有の遊休資産を宿泊施設として改修：上限1億円）

② 地域内で営まれている個別の宿泊施設の改修を支援します。

（農家民泊から農家民宿へ転換する場合、促進費が活用可能）

【事業期間】 1年間 【交付率】 1/2（上限1,000万円/経営者かつ5,000万円/地域）

<事業の流れ>

